

3/4 朝日

## 住む自治体で質・値段に差も



介護が必要な程度を判断する要介護認定で「要介護」より軽い「要支援」とされた人向けの介護保険サービスは、昨年4月から縮小されています。ホームヘルパーが自宅に来て入浴や掃除、料理など

を手伝う訪問介護と、施設に通つてレクリエーションや入浴の介助などが受けられるデイサービスは、来年4月までに介護保険の対象から外れて自治体の「地域支援事業」に移ります。

移る時期は自治体によって異なり、来月までに移行するのは全体の約3割です。介護保険なら全国一律だったサービス内容や利用料は、自治体ごとに決める

ことになりました。

シティアの場合は安くなると見込まれています。訪問介護とデイサービスは自治体に実施義務があり、厚生労働省の担当者は地域支援事業になつてもサービスが受けられなくなることは考えにくくとしています。ただ、財政事情や扱い手の確保状況によつては、サービス内容や利用料に大きなばらつきが出てくる可能性があります。具体的な中身は、お住まいの市区町村に問い合わせると分かります。

介護保険の対象外になつたのは、高齢化で介護にかかる費用が膨らみ続けているからです。政府は、介護の必要度が軽い人向けのサービスのさらなる縮小も検討。最大の焦点は、要介護

1と要介護2の人向けの訪問介護のうち、掃除や洗濯、調理といった生活援助として原則自己負担にするかどうかです。年末までに結論を出す方針です。

(政治部・藤西晴子)